

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
4K6Z13C00090	4L9Z1AS0001 0001		C-Z000072
品名 または 件名			
通信監査装置に関する調査研究役務			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使 用 器 材 名			
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
陸幕			
搬 入 場 所		納 期 ま た は 工 期	
調整先：和泉事務官 内線：4 1 4 6 9		令和7年3月31日（月）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること、
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年5月31日（金）11時00分 中央会計隊入札室（E—1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書第4項1 契約の相手方の要件に示す内容を確認できる書類を令和6年5月27日（月）

15時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 和泉（TEL：03-3268-3111 内線41469）

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「利益制限契約に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「原価監査付契約に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 当銘 (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))
仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 和泉 (TEL：03-3268-3111内線41469)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
通信監査装置に関する 調査研究役務	陸幕指通－C－Z000072	
	承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 6年 5月 13日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム ・情報部指揮通信システム課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、通信保全監査隊において使用する通信監査装置に対して最新技術の活用に関する調査研究役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1

通信等

音声通話およびFAX信号を通話等という

1.2.2

陸自SNMS

システム・ネットワークマネジメントシステム（System Network Management System）の略語であり、陸自クローズ系クラウド基盤と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム、ネットワークの監視、制御、認証などの各種機能をもち、一元的に管理するシステムをいう。

1.2.3

COTS

Commercial off The Shelfの略語で、民生品（商用製品又は、市販品）をいう。

1.2.4

GOTS

Government off The Shelfの略語で、政府での利用を目的として製造されたソフトウェアをいう。

1.2.5

DII

Defense Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の呼称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築される超高速・大容量のネットワークをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

CLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GS-C906456 システム・ネットワーク管理装置（検証用）

c) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

[防防調第4608号(19.4.27)]

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

[各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（31.2.25）]

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について

[国家安全保障会議決定・閣議決定(25.12.17)]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GS-C415589 通信監査装置

GS-C415668 通信監査装置（その2）

GS-C415668B 通信監査装置（その2）

GS-C906557 システム・ネットワーク管理装置（本器用ソフトウェア）

GS-C906568 システム・ネットワーク管理装置借上（04新規）

GS-C906612 システム・ネットワーク管理装置借上（その2）（05増設）

GS-C906581 システム・ネットワーク管理装置（令和4年度本器用ソフトウェア）

GS-C906640 システム・ネットワーク管理装置（令和5年度本器用ソフトウェア）

HS-X192808 システム・ネットワーク管理装置の詳細設計（令和6年度及び令和7年度）及び換装に係る概要設計（令和8年度）

b) 法令等

特定秘密の保護に関する訓令 [防衛省訓令第64号（26.12.4）]

防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号（19.9.20）]

陸上自衛隊文書管理規則〔陸上自衛隊達第32-19号(23.4.1)〕

特定秘密の保護に関する達〔陸上自衛隊達第41-8号(26.12.8)〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61-8号(19.12.27)〕

陸上自衛隊通信実施業務規則〔陸上自衛隊達第96-13号(41.7.5)〕(注意)

2 役務に関する要求

2.1 全般状況

本役務は、将来の通信監査装置として陸自・SNMSと連携し、通信監査機能を担う最新技術の検証により、当該機能の具体化に資することを目的とする。

2.2 本役務の背景等

2.2.1 背景

- a) 政府、民間企業、米軍などでは、近年のサイバーセキュリティインシデントの発生状況から近年のソフトウェア・ハードウェア技術の飛躍的な向上及び悪意を持ったサイバー攻撃の多様化・大規模化を受け、対象システムを完全に防護する事は、不可能であるとの認識のもと、外部からの侵入から対象システムなどを完全に防護し、セキュリティを担保する考え方から、対象システムをサイバーセキュリティ上の脅威から防護する取組みが始まった。
- b) 防衛省・自衛隊では、平成26年9月以降、統合幕僚監部において将来の統合C4構想について検討するための統合C4先進(最適)戦力化検討PJを発足し、シームレスな情報共有・指揮統制及び実効性のあるサイバー攻撃等対処及びシステム関連経費の低減への取組みを推進している。

2.2.2 経緯

2.2.1の背景を踏まえ、陸上自衛隊の情報システムにおけるクラウド技術活用や、システム・ネットワークを統合管理する装置の設計などが進められている。しかし、サイバー空間等を活用した陸上自衛隊における任務への脅威は増しており、通信監査における監査能力の向上も必要となっている。

2.3 本役務の内容

2.3.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、“デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン”を参考に、本システムの設計に係る実施計画を作成し、「電話監査機能に関する技術調査実施計画書」へ取りまとめるものとする。
- b) 官側の検討結果を反映する為に、必要に応じて関係所掌へヒアリングの実施及び調整を行うものとする。
- c) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3.2 本役務に関する要求

2.3.2.1 役務実施条件

役務実施条件は、次による。

- a) 拡張性を考慮するものとする。
- b) 努めて、“デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン”を適用するよう考慮するものとする。
- c) 陸自・SNMSの動作基盤上で動作することを考慮するものとする。

2.3.2.2 役務内容

2.3.2.2.1 概要

本役務は、陸上自衛隊における電話監査機能に関する技術調査支援を行うものとする。

なお、契約の相手方は、本役務の成果について、調達要求元に報告、確認を受けるものとする。

2.3.2.2.2 技術動向等の調査

電話監査機能に関する事例及び活用方法などの技術動向を調査するものとする。あわせて、陸上自衛隊における電話監査機能に関する現行の運用状況及び運用へ影響を与える変化事項を調査するものとする。

2.3.2.2.3 運用フローの検討

2.3.2.2.2 の調査結果に基づき、陸上自衛隊の最新のシステム環境および運用等を考慮して、電話監査機能の活用方法を検討し、運用フローとしてまとめる。

2.3.2.2.4 機能の検証支援

2.3.2.2.2 の調査結果に基づき、機能概要を検討するとともに性能等について検証を行うものとし、検証結果としてまとめる。

なお、検証対象は複数（2つ以上）とし、推奨製品を導出するものとする。

検証する性能等については、以下を基準とし、細部は通信保全監査隊と調整するものとする。

- a) 音声のテキスト化における同時処理性能
- b) 音声のテキスト化における精度向上機能
- c) キーワード検索性能
- d) FAX 画像解析(OCR)機能
- e) リモート監査機能

2.3.2.2.5 システム構成の検討

2.3.2.2.3 及び 2.3.2.2.4 で検討した内容をもとに陸自 SNMS にて整備すべき機器を明らかにするとともに機能・性能を設計し、設計結果としてまとめる。

2.3.2.3 進捗報告

契約の相手方は、官側に対して役務進捗報告書を作成し、月次で報告することを基準とする。契約相手方は、役務進捗報告書を調達要求元との調整に基づき作成し、調達要求元に提出する。細部は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下、“指揮通信システム課”という。）との調整によるものとする。

2.4 役務実施場所

役務実施場所は、次による。

なお、細部は、指揮通信システム課との調整による。

- a) 官側が許可した契約の相手方の事務所等
- b) 官側が指定した自衛隊施設等

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の要件

契約の相手方の要件は、次による。

- a) 防衛省の情報システムの調査研究，技術調査，設計，構築及びシステムインテグレーションの実績があるものとする。
- b) 防衛省の通信監査関連システムの構築実績があるものとする。また，過去5年以内に陸上自衛隊における通信監査関連システムの運用及び維持等の実績があるものとする。
- c) 契約の相手方は日本国内に本社があるものとする。

4.1.1 プロジェクトマネージャに対する要求

プロジェクトマネージャに対する要求は，次による。

なお，本役務に係るプロジェクトマネージャは，日本国籍をもつものとする。

- a) 防衛省の情報システムの技術調査及び構築のプロジェクト管理又はシステムインテグレーションの支援経験があるものとする。
- b) 政府機関における情報システムのマネジメント支援実績をもつものとする。

4.1.2 役務従事者に対する要求

役務従事者に対する要求は，次による。

なお，本役務に係る役務従事者は，日本国籍をもつものとする。

- a) 防衛省の情報システムの技術調査及び構築の実績をもつものとする。
- b) IP 通信に係る技術調査，設計及び開発の実績をもつものとする。

4.2 提出書類等

提出書類等は，表1によるものとし，契約の相手方は，指揮通信システム課の確認を受けた後，提出するものとする。

なお，電子記憶媒体の記憶方式等については，指揮通信システム課との調整による。また，当該電子記憶媒体は，提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表1－提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	陸上自衛隊における電話監査機能に関する技術調査実施計画書	電子記憶媒体	1 式	契約締結後、速やかに	指揮通信システム課（市ヶ谷）
2	陸上自衛隊における電話監査機能に関する技術調査報告書（中間報告書）		1 式	指揮通信システム課との調整による。	
3	陸上自衛隊における電話監査機能に関する技術調査報告書		1 式	指揮通信システム課との調整による。	
注記 1 番号 2 及び番号 3 は、設計調整会議における調整事項及び指摘事項等を反映した ものとする。					

4.3 無償貸付品

無償貸付品は，GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし，表2によるほか，指揮通

信システム課が必要と認めたものについて受けることができる。

表 2—無償貸付品

番号	品名	数量	貸付期間/貸付場所
1	GS-C906456 陸自 SNMS 等詳細設計書 (その 1)	1 式	官側との調整による。
2	GS-C906456 陸自 SNMS 等詳細設計書 (その 2)	1 式	

4.4 情報の保全

- 契約の相手方は、本契約に関し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 6 条及び第 7 条の規定を遵守するものとする。
- 貸与品については、契約の相手方の責任において保管するものとし、契約担当官等の許可なく複製又は他の者に貸与等してはならない。
- その他の保全に関して、契約担当官等は、陸上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達第 20 条の規定により、必要な措置を講じるものとし、契約の相手方は指示に従うものとする。
- 契約の相手方は、契約を履行する上で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。
また、契約終了後も同様とする。

4.5 秘密の保全

秘密保全は次による。

- 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- 契約の相手方は、本契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

4.6 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- 官側の保有するデータ、資料等の閲覧に関する事項
- 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- その他契約履行に官側が必要と認めた事項

4.7 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合、その

権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L9Z1AS0001	契約実施計画番号	4K6Z13C00090
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
通信監査装置に関する調査研究役務	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除		入札(見積)書有効期限		

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 5 月 31 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和 6 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者